

JR不採用問題の一刻も早い解決を求める声明

国鉄の分割・民営化から23年が経過した。

私たち自由法曹団は分割・民営化の当初から、国鉄労働者の雇用を守ることを要求して力を尽くしてきた。これまでに、全国の労働委員会がすべて、JRの使用者責任を認め労働者を採用したものと扱うことを求め、さらに東京地方裁判所の2つの判決は、国鉄・鉄建公団などの不法行為責任を認め、損害賠償を命じてきた。そのうえ東京高裁もそれを維持する判決をだし、国の責任は不動のものになった。

この間、JRに不採用となり解雇された国鉄労働者1047人とその家族はあまりにも長く厳しい生活と闘いを強いられてきた。

解雇された人々は、アルバイトや物品販売で生計を立ててきたが、人並みの生活には及ばない状況である。子どもたちにも思うような教育を受けさせられず、就職にも影響した。すでに国労闘争団員の平均年齢は56歳、全労闘争議団の平均年齢は60歳となり、退職年齢に達した者も多数出てきている。そればかりか、解決を見ずに亡くなった人々は59名を数え、病床にある闘争団員・争議団員も多数いる。年老いた両親も解決を見ることなく亡くなっている。解雇された人々は、家族共々文字通り塗炭の苦しみにあえいでいる。もはやJR不採用問題の解決は一刻の猶予も許されることは明らかである。

この間、鉄建公団訴訟東京高裁控訴審の審理で南裁判長が、解決に向けてソフトランディングを求め当事者間の裁判外の話し合いを提案したが、これに対し当時の冬柴国土交通大臣は、「お受けしてその努力はすべきだ」と述べた。また、結審日に、当時の金子国土交通大臣は、「当事者それがこの判決を真摯に受け止めて、誠心誠意、事に当たられることを期待いたします。」と述べた。そして2009年3月25日、前述のように、東京高裁第17民事部は不当労働行為があったことを明確に認める等の判決を言い渡したが、南裁判長は「この判決を機に1047名問題が早期に解決されることを望みます」との異例のコメントを付した。

他方、ILO(国際労働機関)も、JR不採用問題に関し、日本政府に対して「政治的・人道的見地の精神に立った話し合いを、全ての関係当事者との間で推進するよう勧める」との勧告を探査している。

さらに、北海道、東京都、福岡県をはじめ、全国の826自治体の議会で、内閣総理大臣・国土交通大臣・厚生労働大臣等に対するJR不採用事件の早期解決を求める意見書が、1220本を超えて採択されている。

以上の事態にかんがみれば、今こそJR不採用問題は解決されなければならない。

私たち自由法曹団は、政府をはじめとして全ての関係者が、一刻も早くこの問題を解決するために、あらゆる手段を講じることを強く求める。

2009年12月22日

自由法曹団
団長 菊池 紘